



通所介護
重要事項説明書



有限会社

センターキュア

1. 事業所の概要

事業所名	通所介護事業所センターキュア
所在地	千葉県館山市亀ヶ原 751-1
介護保険指定番号	地域密着型通所介護 (千葉県 1271000786 号)
管理者	鶴賀 紀子
連絡先	0470-27-2239
サービスを提供する地域*	館山市

* 上記地域以外の方も希望の方はご相談ください。

2. 事業所の職員体制

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 管理者 | 1 名 |
| (2) 生活相談員 | 1 名 |
| (3) 介護職員 | 1 名 |
| (4) 機能訓練指導員 | 1 名 |
| (5) 看護職員（他兼務） | 1 名 |

3. 事業の目的

要支援・要介護認定の利用者が、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びにご利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

4. 営業日および営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日
営 業 時 間	9:30～16:30

年始の1月1日から1月3日までは除くものとします。

5. 利用定員

利用定員は、10人以内。

6. サービスの概要

- (1) 送迎
安全を確保するため、身体状況に応じた送迎を行います。
- (2) 状態の観察
血圧、体温、脈拍等を測定し症状の観察を行い、異常の発見に努めます。
- (3) 身体の清潔保持
清拭・洗髪・入浴・部分浴等状態に応じた援助をします。
- (4) 食事の介助
状態に応じた方法で、食事の介助を行います。
- (5) 排泄の介助
排便や排尿の管理やオムツ交換を行います。
- (6) リハビリテーション（嚥下・呼吸・関節可動域等）

(7) 散歩などによる外気浴や精神活動意欲の支援を行います。

(8) 介護相談

介護に関する相談、指導を行います。

7. サービスの提供の記録簿

(1) ご利用者ごとに、ご利用者の心身の状況、置かれている環境や希望並びに家族などの介護の状況を踏まえ、通所介護計画を作成します。居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容と整合を図りつつ通所介護計画を作成します。

(2) 事業所は、6カ月毎に通所介護計画の見直しを行います。また、サービス内容がご利用者の意向の反映の機会を保障するため、本人・家族に対し、その内容等を説明した上でご利用者・家族の同意を得て、通所介護計画を交付します。

(3) 事業者は、事業提供の際に作成した記録を完了後2年間適正に保管します。

8. 利用料その他の費用の額

(1) 指定地域密着型通所介護を提供した場合の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各ご利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(2) 通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、ご利用者が負担することが適当と認められる費用は実費となります。そのため、ご利用者又はその家族に対し、サービス内容及び費用について文書で説明を行います。

9. キャンセル

(1) ご利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに下記の連絡先までご連絡下さい。

連絡先の電話番号： 0470-27-2239

(2) ご利用者の都合でサービスを中止する場合には、サービス利用の前日までにご連絡下さい。当日のキャンセルは、利用者負担金の100%相当額のキャンセル料を申し受けることになります。

10. 事故発生時の対応等

サービスの提供により事故が発生した場合は、市区町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11. 緊急時の対応

サービスの提供を行っている時にご利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡等を行います。

12. 秘密保持

(1) 業務上で知り得たご利用者及びその家族等に関する秘密及び個人情報を、ご利用者又は第三者の生命、身体等の危険防止の為など正当な理由がある場合を除いて契約期間中及び契約期間終了後も第三者に漏らすことはありません。

(2) あらかじめ文書等によりご利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した個人情報を利用できるものとします。

13. 当事業者のサービス方針等

当事業者の理念は、ご利用者様らしい生活を送ることができるよう支援することです。その為に、ご利用者様の心身の特性を踏まえ、ご要望に応えられるよう努めるものと致します。サービスの提供にあたっては、関係各機関と連携を図らせていただきます。

14. 安全・サービス提供管理委員会の設置

- (1) 事業者は、医療との密接な連携のもとに、安全かつ適切なサービスを提供するため、安全・サービス提供管理委員会を設置し、概ね3カ月に1回以上の委員会を開催します。そして、委員会において、事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策を検討します。
- (2) 事業者は、委員会の検討を踏まえ、必要に応じて対策を行います。

15. 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

16. 衛生管理等

- (1) 事業者は、ご利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように努めます。

17. 業務継続計画の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する通所の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業者における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、職員に周知徹底します。
- ②事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

19. 虐待の防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業者における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的 to 開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ②事業者における虐待防止のための指針を整備します。
- ③職員に対し、虐待防止のための研修を定期的 to 実施します。
- ④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

20. 身体的拘束等の防止

事業者は緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとし、やむを得ず行う場合はその様態及び契約者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

○緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

- ・契約者本人又は従業員の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合(切迫性)
- ・身体拘束その他の拘束制限を行う以外に代替する介護方法がない場合(代替性)
- ・身体拘束その他の拘束制限が一時的なものである場合(一時性)

21. 相談・苦情窓口

(1) 当事業所お客様相談・苦情担当

担 当	鶴賀 紀子
電話番号	0470-27-2239
F A X	0470-28-4147

(2) 当事業所以外に、各市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

館山市介護保険課	0470-22-3489
千葉県国民健康保険団体連合会	043-254-7428 (介護保険課苦情処理係)

22. 事業者の概要

名 称	有限会社 センターキュア
代 表 名	代表取締役 石川 浩美
所 在 地	千葉県館山市稲 436-1
業務の内容	居宅介護支援 訪問看護 通所介護 看護小規模多機能型居宅介護